



環境経営レポート

Enviromental Management Report

2023年度 第5版

(対象期間：2023年9月～2024年8月)



有限会社 日野環境

発行日：2024年11月1日



CONTENTS



1. 組織概要	P. 2
2. 認証・登録の対象範囲	P. 4
3. 実施体制	P. 4
4. 環境経営方針	P. 5
5. TOP MESSAGE	P. 6
6. CSR (Corporate Social Responsibility)	P. 7
7. 環境経営目標 (2022~2024年度)	P. 9
8. 「環境経営実績」及び「取組状況・判定」並びに「次年度の取り組み」	P.10
9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	P.11
10. これまでの主な活動実績	P.14
11. 主な講習・勉強会	P.16
12. 緊急事態の想定及びその対応	P.22
13. 地域環境コミュニケーション	P.23
14. 代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果	P.26





事業者名	有限会社 日野環境
代表者氏名	代表取締役 日野 正人
所在地	〒869-1233 熊本県菊池郡大津町大津132番地
環境管理責任者	衛生部主任 高田 連絡先 TEL 096-293-2156 FAX 096-293-2639 Eメールアドレス takada@hinokankyo.jp
事業内容	・ 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬 ・ 浄化槽の点検・清掃 ・ 給水槽の点検・管理 ・ 木材加工（まき燃料製造） ・ ごみ処理施設等の包括管理業務
法人設立年月日	1978年（昭和53年）4月1日
資本金	600万円



保有車両

2t パッカー車	1台	4t 脱着装置付コンテナ車	2台
3.5t パッカー車	5台	5t 脱着装置付コンテナ車	1台
4t パッカー車	3台	2t チッパー車	1台
2t 深ダンプ車	1台	4t 強力吸引車	1台
2t ダンプ車	1台	4t 高圧洗浄車	1台
3t 移動式クレーン車	1台	軽車両	11台
3t バキューム車	1台	0.3m ³ 油圧ショベル	1台
3.5t バキューム車	1台	0.5m ³ トラクターショベル	1台
4t バキューム車	2台	ホイールローダー	2台
10t バキューム車	2台	フォークリフト	1台
2t 脱着装置付コンテナ車	1台		

敷地面積 7,260m²

2022年度従業員数 () 内は正規従業員

	2019年度 9月～翌8月	2020年度 9月～翌8月	2021年度 9月～翌8月	2022年度 9月～翌8月	2023年度 9月～翌8月	単位
従業員数	35	29	28	35(27)	37(27)	人
売上高	37,317	35,475	35,822	38,082		万円
事務所床面積	7,260	7,260	7,260	7,260	7,260	m ²
収集運搬量(産業廃棄物)	0.11	0.21	2.00	11.92	2,406	t
収集運搬量(一般廃棄物)	6,673,223	6,860,225	6,344,809	6,631,420	6,565,793	t
運搬距離	100,764	126,067	123,186	122,085	126,499	km
処理処分量(し尿)	5,088,260	4,842,820	4,832,770	5,243,140	5,146,060	t
運搬距離	54,932	43,384	49,244	50,889	58,493	km



産業廃棄物収集運搬業・一般廃棄物収集運搬業等の許可状況

	許可の種類	許可権者	許可番号	許可年月日	有効年月日
1	産業廃棄物収集運搬業	熊本県知事	04300053346号	令和6年11月9日	令和11年11月8日
2	一般廃棄物収集運搬業等 事業系一般廃棄物及び臨時の家庭ごみ	大津町長	第2号	令和6年4月1日	令和8年3月31日
3	一般廃棄物収集運搬業等 し尿及び浄化槽汚泥	大津町長	第1号	令和6年4月1日	令和8年3月31日
4	一般廃棄物収集運搬業等 事業系一般廃棄物及び臨時の家庭ごみ	菊陽町長	菊陽町指令環20号	令和6年7月1日	令和8年6月30日
5	一般廃棄物収集運搬業等 木くず	菊陽町長	菊陽町指令環19号	令和6年6月6日	令和8年6月5日
6	一般廃棄物収集運搬業等 し尿及び浄化槽汚泥(運搬業)	菊池市長	菊市環許第2307号	令和5年4月1日	令和7年3月31日
7	浄化槽保守点検業者登録	熊本県知事	熊本県知事(4)第17号	令和4年4月1日	令和7年3月31日
8	産業廃棄物処理施設設置許可 (木くず 8.1t/日)	熊本県知事	第中-166号	平成17年3月18日	—
9	産業廃棄物処理施設設置許可 (木くず 40.4t/日)	熊本県知事	第中-316号	令和6年7月19日	—

(産業廃棄物収集運搬業の事業範囲)

木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)

2

認証・登録の対象範囲

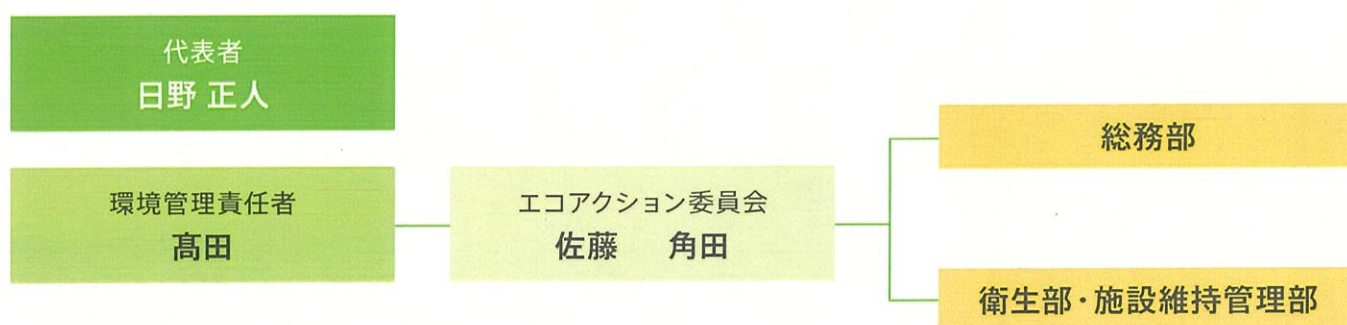


1. 対象事業所 熊本県菊池郡大津町大津132番地

2. 事業活動 上記の事業内容

3

実施体制



役割分担

代 表 者	・ 環境経営全般について責任と権限を持つ ・ 環境経営方針を作成・見直し、全従業員へ周知させる ・ エコアクション21を運用し、維持するための経営資源を用意する
環境管理責任者	・ 毎年、環境経営目標、環境経営計画を作成する ・ 6か月に1回、環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実地状況を確認・評価する ・ 上記の達成状況、実地状況を代表者へ報告する
総務部	・ 電気・ガス・水道・化石燃料の使用量把握 ・ 事務所廃棄物の削減
衛生部・施設維持管理部 廃棄物処理部・リサイクル部 工事管理部 ビルメンテナンス事業部	・ 車両整備及び管理 ・ 二酸化炭素排出の削減
全従業員	・ 環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚する ・ 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加する



企業理念

私達有限会社日野環境は、廃棄物収集運搬業等を通じ、持続可能な社会を目指し社会に存在価値を認められる企業として、地域の環境保全に努めます

経営方針

1. 環境負荷の低減を目指し、重要項目として下記の項目に重点を置き、計画的・継続的・効果的な環境負荷削減活動を行います

- ① 電力、燃料等のエネルギー、二酸化炭素排出量を削減します
- ② 廃棄物排出量を削減し、リサイクル化に努めます
- ③ 節水に努め、水使用量を削減します



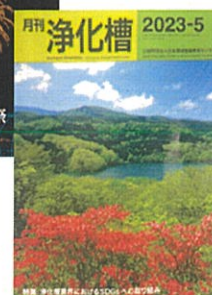
2. 全社員が、地域社会における役割と責任を認識し、地域活動に努めます

- ① 私達は、地域社会の一員であることを自覚します
- ② 地域の企業・環境団体や行政との連携を図り、地域が参加できる環境保全活動に取り組みます
- ③ 事業活動において、IT化の推進に努め、社会福祉団体等の連携、また、SDGへの取り組みを推進します

3. 環境経営の継続的改善を誓約します

4. 適用される環境関連法規などの遵守を誓約します

5. 環境経営方針は、全従業員に周知します



制定日 2019年 8 月20日
改訂日 2020年10月 1 日
改訂日 2022年10月 1 日

地域情報誌や広報などと連携を図り、認知を拡大



2019年10月に「Society5.0を通じたSDGsの達成」を柱としたIT導入による生産性向上を図る事業として、経営革新を熊本県から承認頂き、またSDGs登録事業者としても計画的に行動してまいりました。

当社の大きい柱は、SDGsの目標達成の実現を見据えた行動にあります。SDGs17の目標のうち、特に「6. 安全な水とトイレを世界中に」「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「8. 働きがいも経済成長も」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「12. つくる責任つかう責任」を推進。その具体的な取組みの1つが、平成27年に経営革新計画の承認をされた「地域循環型バイオマス事業」への取組みです。

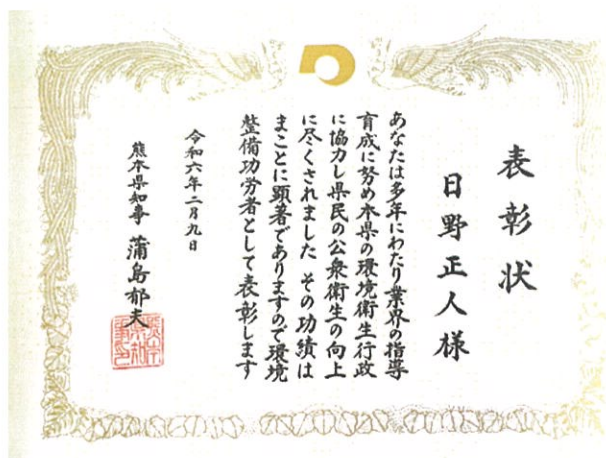
また、6番と7番を推進することにより、「11. 住み続けられるまちづくりを」の目標も達成し、将来的には「14. 海の豊かさを守ろう」「15. 緑の豊かさを守ろう」にもつながっていくと考えます。取組みの土台となるものは会社としての成長であり、それには生産性向上が欠かせません。

今回の経営革新では、ITを活用した生産性向上に取り組んでいます。し尿汲み取りや廃棄物収集運搬業の業界は、比較的古い体質の企業が多く、コストの問題も含めて、ITの導入には積極的ではありません。しかし、新しい時代の変革期を迎えている現在、循環型社会に対応した設備強化はもちろん、新しい分野の開拓は会社の成長にとって必須です。この取組みにより、当社のブランド力の向上、及び社員の働きがいや仕事に対するプライドを醸成し、社員にとって当社が「家族に自慢できる会社」「選ばれる会社」になるべく経営にあたっています。

これからも、熊本県の環境衛生を牽引し続ける企業になるべく、社員一丸となって日々挑戦していきます。

有限会社 日野環境
代表取締役 日野 正人

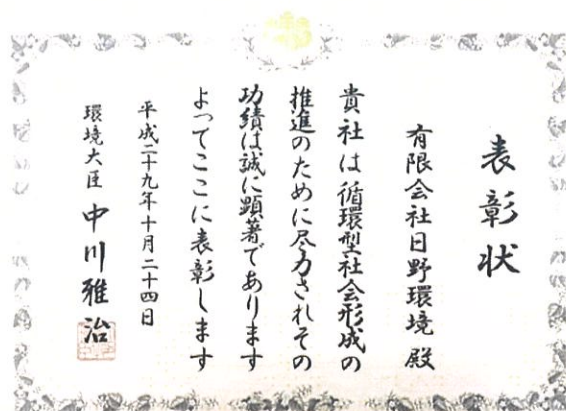




環境整備功労者表彰

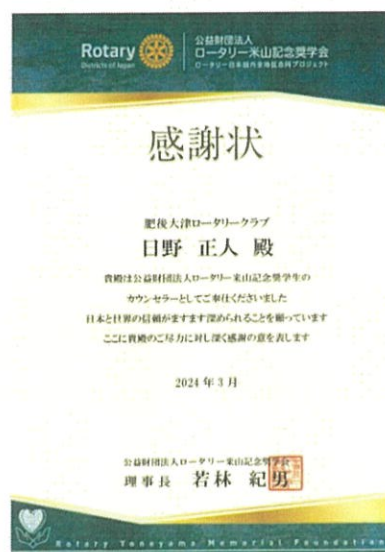


警察官友の会より感謝状



環境大臣より表彰

熊本地震で発生した大量の雑木を加工し、資材へとリサイクル。その過程で製品のブランド化や地域の活性化や町おこしも実現。雇用の面でも、障がい者や高齢者の就労に一役買っています。また、従来は公共施設で焼却処分してきた剪定枝や刈草等をチップや堆肥等へとリサイクルすることは、公費を抑制し、CO₂の排出を削減することに繋がっています。



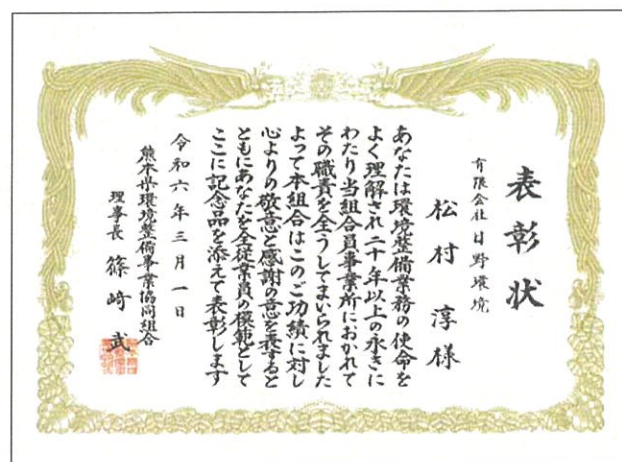
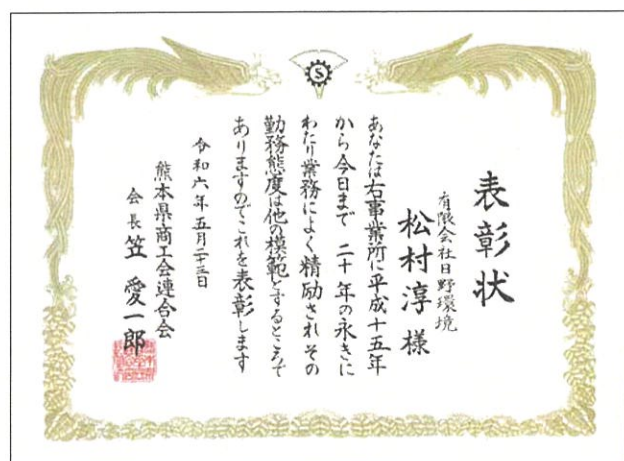
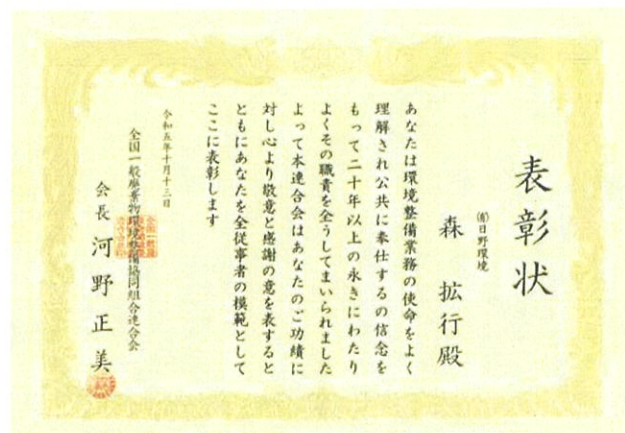
ロータリー米山記念奨学会より感謝状



国際居合道連盟鵬玉会様より感謝状

20年以上業務に精励された方の表彰

30年以上勤務されてる方が2名、20年以上勤務されてる方が6名、10年以上勤務されてる方が10名。当社では長く勤め続けてくれる従業員がたくさんいらっしゃいます。これからも働きやすい環境を作り続けられるよう頑張っ参ります。



[30年表彰]

環境整備事業協同組合	2名
商工会連合会	2名

[20年表彰]

環境整備事業協同組合	6名
商工会連合会	6名

[10年表彰]

環境整備事業協同組合	10名
商工会連合会	10名





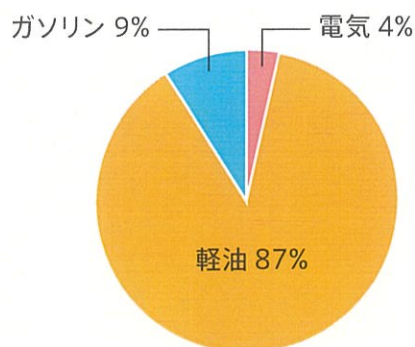
環境経営目標	基準年度	目標			単位
	2021年度 (2021年9月～2022年8月)	2022年度 (0.5%削減)	2023年度 (1%削減)	2024年度 (1.5%削減)	
二酸化炭素排出の削減	168,328	167,487	166,645	165,803	kg-CO ₂
購入電力	11,430	11,373	11,316	11,259	Kwh
太陽光発電量	24,885	20,000	20,000	20,000	Kwh
ガソリン	6,340	6,308	6,277	6,245	L
軽油	57,399	57,112	56,825	56,538	L
廃棄物排出量の削減	—	—	—	—	t
一般廃棄物排出量の削減	35	35	35	34	kg
産業廃棄物排出量の削減	—	—	—	—	t
水使用量の削減	512	509	507	504	m ³
化学物質使用の適正管理	—	使用量の把握・適正管理			—

備考

1. 電力の二酸化炭素排出係数は、令和4年版九州電力の調整後排出係数(0.480kg-CO₂/kWh)を適用した。太陽光発電量は、メーカー試算値を参考にした。
2. 基準値は、2021年度とした。電気は、電力1と電力2を合算した。
3. 化学物質は、一般家庭用殺虫剤を使用することがあり、使用量の削減が難しく、使用量の把握と適正管理に努める。
4. 雨水をタンクに貯め、事業用水として使用した。事務所の屋根にソーラーを設置している。
5. 自社事業活動からの産業廃棄物はありません。

二酸化炭素の割合(2022年9月~2023年8月) 電気・軽油・ガソリン

電気	6,026kg-CO ₂	4%
軽油	144,031kg-CO ₂	87%
ガソリン	15,525kg-CO ₂	9%
合計	165,582kg-CO ₂	

■CO₂削減のために

使用するパッカー車の積載量を、3.5t車に変更し過積載をせずに積載量を増やし燃料の使用量も軽減。また、独自のシステムで危険箇所や渋滞などをナビに登録。回収もれや対象エリアに入るとアナウンスし、事前回避することで環境にも配慮しています。



事故防止安全教育の様子



環境経営実績

活動期間 2023年9月1日～2024年8月31日

項 目	目標	活動期間	達成率	単位
	2023年度	2023年9月～2024年8月		
二酸化炭素排出量	166,645	165,990	100%	kg-CO ₂
購入電力量	11,316	12,555	90%	Kwh
太陽光発電量	20,000	21,522	—	Kwh
ガソリン使用量	6,277	6,691	93%	L
軽油使用量	56,825	55,825	102%	L
廃棄物排出の削減	—	—	—	t
一般廃棄物搬出量	35	40	87%	kg
産業廃棄物搬出量	—	—	—	t
水使用量	507	528	96%	m ³

取組状況と判定

*参照対応 実施＝取り組んでいる。検討＝実施予定

*参照 達成判定 ◎＝110%以上、○＝100%以上、△＝85%以上、×＝85%未満

取組項目	取組状況と未達の原因	対応	対応部	目標達成判定
二酸化炭素排出量の削減 購入電力	:使用していない部屋の照明は消灯する	実施	全部	○
	:夜間、休日は、パソコン・プリンターなどの主電源を切る	実施	全部	
	原因:猛暑による事務所・休憩室等の設備増加(温度設定)	実施	全部	
ガソリン・軽油	:エコドライブの励行	実施	全部	○
	:始業前点検の実施による事故・故障を減らす	実施	全部	
	原因:浄化槽設置の増加(汚泥量・浄化槽点検数の増加)	実施	衛生部	
	原因:ごみ量と収集ルートが増加	実施	衛生部	
水使用量の削減	:節水に努める	実施	全部	△
	:洗車時は水を出しっぱなしにしない	実施	全部	
	:雨水の貯留タンクや雨水利用施設で雨水利用を行う	実施	衛生部	
一般廃棄物	:分別を徹底しリサイクルに努める	実施	全部	△
	:事務用品等のエコ商品購入	実施	総務部	
化学物質	:適正管理に努める	実施	衛生部	—

次年度の取組み

*参照対応 実施＝取り組んでいる。検討＝実施予定

取組項目	取組内容(未達項目の対策)	対応	対応部
購入電力の削減	①空調の温度設定を夏・冬は一定にし、温度管理を徹底する	実施	全部
ガソリン使用量	①収集運搬量の増加に伴い、収集コースの見直しを随時行う。	実施	衛生部
軽油使用料	②車両の更新計画を検討し、より燃費の良い車両を導入する。		
使用量削減	③将来的なFCごみ収集車等の実用化について調査・情報収集を行う。		



法的義務と受ける主な環境関連法規制は次の通りです。2023年度での違反・訴訟はありませんでした。

順守評価日：2024年8月22日 管理者：環境管理責任者 高田

法令等の名称	該当する 条項等	適用される要求事項	施行時期等 特記事項	適用施設・項目	法規制等取りまとめ表記載			2023年度評価	
					義務	責務	記載(○)	判定根拠	判定
○環境基本法	第8条	■事業者の責務(ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害防止、自然環境の保全に必要な処置を講ずる。製品の使用又は廃棄による環境への負荷の低減に努める)		・業許可更新申請時、設備設置時等に法に準じて評価する。					
○環境影響評価法	第38条								—
○地球温暖化対策の推進に関する法律	第5条	■事業者の責務(温室効果ガス排出の抑制に努める)		・車輛燃費及びエネルギー消費量からCO ₂ 排出量を換算し管理する。		○		・車輛燃費及び電力、経由、ガソリンから換算し評価実施。	○
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第2条	□大気汚染特定施設 □水質汚濁特定施設 □騒音発生施設・振動発生施設 □粉じん発生特定施設		・業許可更新申請時、設備設置時等に法に準じて評価する。		○		・該当なし。	—
○環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律		■事業者の責務		・マニフェスト記載時の注意事項、産廃区分等のOJT実		○		・実施している。	○
○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律		□事業者の責務							
○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)	第3条	□国及び独立行政法人等の責務							
	第4条	□地方公共団体及び地方独立行政法人の責務							—
○大気汚染防止法	第2条	□特定施設(ばい煙・一般粉じん・特定粉じん排出) □排出基準の遵守 □測定の記録と保管 □定期報告							—
○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車Nox・PM法)	第4条	□事業者の責務(自動車排出窒素酸化物等の排出抑制に努める)	猶予期間有						—
	第12条	□対策域内での使用及び所有の不可							
	第17条	□削減計画(対象自動車保有数30台以上)							
○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律	第3条	□スパイクタイヤの使用							—
大気	第16条	管理者の判断基準 □全ての業務用冷凍空調機器簡易点検	四半期に1回以上					簡易点検記録(3ヶ月毎)を確認	○
		□エアコン7.5kw以上50kw未満など定期点検	3年の1回以上						—
		■廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の交付を義務付け						廃業、修理によるガス抜き等なし	—
	第42条	■解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け等						同上	—
	第43条	■廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止 □業務用冷凍空調機器の管理者は、所有している機器からの漏えい量を年度ごとに算定して、二酸化炭素換算の算定量が1,000トン以上の場合には、管理者の事業を所管する大臣に報告する義務があります					○	引取時に「フロン回収済み証明」を確認している。	○
○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	第45条	■引取証明書による回収・破壊の工程の確認。破壊してから30日以内に交付			○			・「廃家電入出管理表」を確認(破壊証明は不要)。	—

法令等の名称		該当する 条項等	適用される要求事項	施行時期等 特記事項	適用施設・項目	法規制等取りまとめ表記載			2023年度評価	
						義務	責務	記載(○)	判定根拠	判定
水質	○水質汚濁防止法		☐ 特定施設 ☐ 水質基準の遵守 ☐ 測定記録と保管 ☐ 定期報告 ☐ 貯油施設の事故時の報告							
	排水基準を定める省令	第2条	☐ 有害物質(26) ☐ 生活環境項目:排出量50m ³ 以上/日 ☐ 有害物質含有汚水の地下浸透							—
	○下水道法	第10条 第12条	☐ 下水道への放流 ☐ 除害施設の設置		浄化槽処理					○
	○水質原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	第2条								—
	○浄化槽法	第5条 第8～10条 第11条	☒ 設置または変更時の届出 ☒ 保守点検 ☒ 定期検査		熊本	○		○	・点検を実施しており、問題なし。	○
悪臭	○悪臭防止法	第7条 第10条 第11条	☐ 規制基準の遵守義務 ☐ 事故時の措置と報告 ☐ 自治体による測定				○	○	事故等なし	○
	○騒音規制法	第5条 第6条 第8条	☐ 特定工場、特定施設を設置している事業所は規制基準を遵守 ☐ 特定施設(施行令別表第1)の届出例:空気圧縮機・送風機7.5kw以上 ☐ 特定施設の変更届(騒音が増加しない場合はこの限りではない)		該当なし		○	○		—
	○振動規制法	第5条 第6条	☐ 特定工場、特定施設を設置している事業所は規制基準を遵守 ☐ 特定施設(施行令別表第1)の届出		該当なし		○	○		—
土壌	○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律				該当なし					—
	○土壌汚染対策法	第3条 第4, 5条	☐ 有害物質使用特定施設(水濁法)の廃止届と調査 ☐ 3,000m ³ 以上の土地の形質変更時の届出と調査・報告		該当なし 該当なし					—
	○工業用水法	第2条	☐ 井戸の使用(管面積6cm ² 以上)		該当なし					—
地盤沈下	○建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)	第2条	☐ 建物用揚水設備(管面積6cm ² 以上)		該当なし					—
	○循環型社会形成推進基本法	第11条	☒ 事業者の責務(廃棄物なることの抑制)				○			○
廃棄物・リサイクル	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	第7条	☒ 一般廃棄物処理業者は市町村長の許可が必要 ☒ 一般廃棄物処理業 破碎・リサイクル施設技術管理者の選任		許可取得許可証 破碎・リサイクル施設技術管理者の選任				有効期限を確認 認定講習有効期限を確認	○
		第14条	☒ 産業廃棄物処理業者は県知事の許可が必要		〃				有効期限を確認	
		第15条	☒ 産業廃棄物許可対象施設 破碎・リサイクル施設技術管理者の選任 ☒ 保管基準の遵守(表示、技術管理等) 表示:60cm角以上、種類、氏名・連絡先		破碎・リサイクル施設技術管理者の選任	○		○	認定講習有効期限を確認 看板の提示を確認	
		第12条	☒ 許可業者に委託(一廃は許可証の確認) ☒ 許可業者に委託(産廃は契約) ☐ 多量排出事業者の削減計画提出・報告		許可取得許可証 〃				許可証コピーを確認 契約書を確認	
		第12条-3	☒ マニフェスト発行・返送遅延時の届出 ☒ マニフェスト交付状況の報告		各届出書 〃				遅延なしを確認 交付状況を確認	
		施行例8条	☒ 専ら再生利用を目的の収集・運搬業者に委託						—	
		○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律	第2条	☐ 特定有害廃棄物等の輸入・輸出・運搬及び処分	該当なし					—

	法令等の名称	該当する 条項等	適用される要求事項	施行時期等 特記事項	適用施設・項目	法規制等取りまとめ表記載			2023年度評価	
						義務	責務	記載(○)	判定根拠	判定
廃棄物・リサイクル	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB処理法)	第2条上	☐ ポリ塩化ビフェニル廃棄物		トランスやコンデンサ、安定器を受け入れる場合は、対象となる年代の物は分析表、それ以外はメーカーの含有証明にて確認。		○	○	分析表、含有証明を確認し作業を実施している	○
	○資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)	第4条	■パソコンのリサイクル化		パソコン		○		当社での廃棄なし	—
	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器リサイクル法)	第4条	■事業者の責務(分別排出の協力) ☐ 容器包装入り製品の販売		処分時対象	○			当社での廃棄なし	—
	○特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	第6条	■TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの破棄		TV、冷蔵庫、エアコン	○		○	当社での廃棄なし	—
	○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	第5条	■事業者の責務		物品購入時対応	○		○	当社での廃棄なし	—
	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)		■解体時のリサイクル化		建築物の解体	○		○	当社での廃棄なし	—
	○食品循環資材の再利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)		☐ 全ての食品の排出事業者 ☐ 年間合計で100トン以上の排出事業者の報告義務							
化学物質・危険物	○使用済自動車の再資源化等に関する法律	第5条	■自動車の所有者の責務 ■自動車の廃棄・使用済自動車の引渡義務		自動車廃棄時対応		○		当社での廃棄なし	—
	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)	第3条	☐ 特定化学物質の製造、輸入、使用等						当社での廃棄なし	—
	○特定化学物質の循環への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR)	第2条	☐ 特定化学物質(質量1トン以上、従業員21名以上)						当社での廃棄なし	—
	○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第3条	☐ 家庭用品の製造又は輸入						当社での廃棄なし	—
	○ダイオキシン類対策特別措置法	第2条 第1条別表第1	☐ 特定施設 ☐ 焼却炉格子面積0.5m ² 以上		収集運搬時に適応		○		当社での廃棄なし	—
自然保護	○毒物及び劇物取締法	第2条	☐ 毒物または劇物の取扱		収集運搬時に適応		○	○	当社での廃棄なし	—
	○自然環境保全法									—
	○自然公園法									—
土地利用	○自然再生推進法									—
	○工場立地法		☐ 敷地面積9,000m ³ 以上 ☐ 建築面積3,000m ³ 以上							—
	○都市緑地保全法									—
エネルギー	○大規模小売店舗立地法									—
	○エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	第6条 第12条の2	☐ 第1種 重油換算3,000KL以上 ☐ 第2種 重油換算1,500KL				○			—
	○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	第4条	☐ 新エネルギー利用努力義務							—
その他	○放射性同位元素によるほう左障害の防止に関する法律									—
	○消防法	第21条の4 第31条の4 第10条別表	■火災報知器の設置(工場500m ² 以上) ■屋内消火栓の設置(工場700m ² 以上) ■消防用設備等の点検と報告 ☐ 危険物取扱(指定数量以上)		火災報知器 屋内消火栓 消火器、自動火災報知設備	○		○		
	○高圧ガス保安法	第9条の2	☐ 圧縮アセチレンガス ☐ 高圧ガスの消費						該当なし	—
	○道路交通法	第57条	車両の運転者は、車検証に記載された最大積載量を超えて積載をして車両を運転することが禁止されている。							○
	○電気事業法	第38条	☐ 電気工作物						土砂禁止車両に積めない品目は、適正な車両にて運搬している。	○



快適な生活空間をサポート

衛生部門の専門知識を駆使して、地域の皆様が安全で快適に過ごせる生活空間をご提供いたします。



衛生部



浄化槽の保守点検 維持管理



排水溝の清掃

安心して、水を利用していただけよう
頑張っています！



下水管の清掃(排水管洗浄)



浄化槽の清掃



し尿汲取り

廃棄物処理部
リサイクル部



廃棄物を収集、“資源”としても再生

排出場所から回収してきた廃棄物は、当社にて分別。さらに再生資源ごとに分別し、各再生資源処理施設へと運ばれた後。新たな資源として生まれ変わります。

適切な対応で
正しい分別。
大津町のキレイは
お任せください



一般廃棄物および産業廃棄物収集運搬

社会の要請に応えるシステムを提案

これからの水環境は、自然との調和と環境への配慮がとても大切です。特に上下水道施設、ゴミ処理施設のように生活に直結している構造物は、効率的かつ高品質であることが要求されています。弊社では、社会の多様化に応えるシステムを提供していきます。



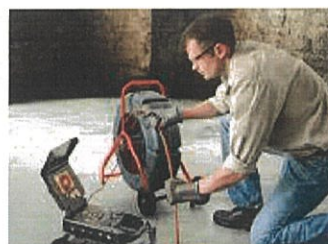
施設維持
管理部



上下水道施設維持管理



ゴミ・し尿処理施設維持管理



下水管の内部を調査する
TVカメラ調査業務

見えないところで
しっかり
支えています！

工事管理部



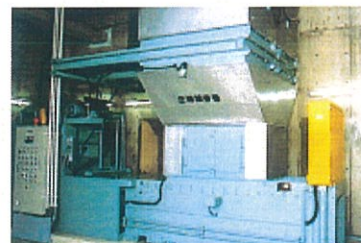
長く安心して
使っていただけるよう、丁寧に
メンテナンスしています

工事全般の施工と管理

各種メンテナンスを手がけてきた当社は、長年の施工実績と最新の技術、チームワークを生かし、万全の体制で施工を行います。また、その後の管理・メンテナンス・修理・オーバーホールまでご提供いたします。



浄化槽の設計・施工および各種管工事



各種施設のオーバーホール全般

ビルメンテナンス
事業部

効率的で経済的なメンテナンスと総合管理を提案

当社は安全・衛生のスペシャリストとして、ビルやマンションなどの維持管理技術を追求め、お客様が快適で安心して過ごせる、ワンランク上の生活環境をお届けします。また、日常点検はもとより、建物をいつまでも効率よく使っていただくための総合的な管理運営でお客様をサポートいたします。

ビルメンテナンス
マンション総合管理





高齢者等見守りネットワーク



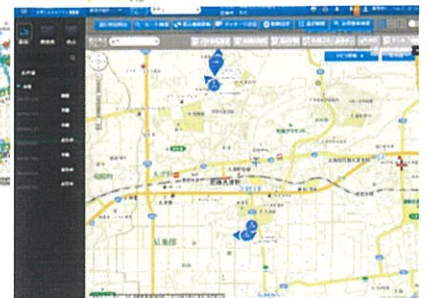
大津町と連携し、高齢者等の見守り活動をサポートします。異変を察知したら町に連絡、緊急時、必要に応じ、町・消防・警察に通報連携します。



ドライブレコーダー映像データ提供



令和4年6月、当社保有の全ての車にカーナビと連動したカメラ、GPSを取り付けました。これにより、点検ルート管理（ルート管理システム）、収集漏れの防止など業務品質の向上を行うことができるほか、記録映像の提供により、事件・事故の早期解決や被害の拡大防止等に寄与するため、大津警察署や大津町役場、高齢者施設等と協定を結んでおります。



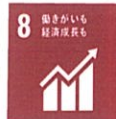
雨水タンク



熊本県は水が綺麗で豊富な地域です。地下水を汲み上げ、水道水として使用しています。そのことも踏まえた上で、浄化槽清掃後の貼り水は地下水を使わず、雨水やし尿処理場の処理水を貯めたものを使うことで環境に配慮。地下水の保全に繋がっています。



キャッシュレス



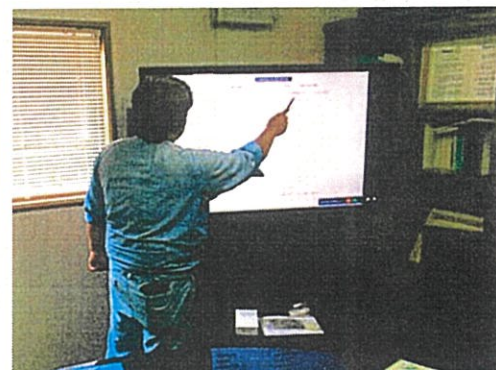
今まで現金により集金やお支払い頂いていた売り上げを、業界ではなかなか対応していないキャッシュレス化を実現。顧客へのサービス向上、データ化を図り、人手不足の解消、働き方改革に対応した生産性向上を目指します。



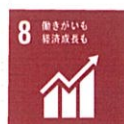
受水槽講習



専門的な知識をもとに、貯水槽を適切に管理。役割を担い、維持管理権限者や建築物環境衛生、管理技術者などと共に、貯水槽の下見・清掃についてミーティング、打ち合わせしました。



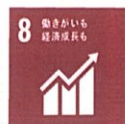
新入社員研修



新入社員教育の一環として、一人一人が業務車両への認識を深め体験学習を行う目的とした自動車学校での安全運転教育や、教育マニュアルを用いての研修を行っています。



ハラスメント研修



ハラスメントを知り、しないさせない働きやすい職場づくりを目的として、外部講師を招いて研修を行っています。様々なハラスメントが増え続けていること。今まで疑問を感じず使っていた言葉、行動がハラスメントに該当する可能性や、ハラスメントを恐れて、円滑に仕事が進まない恐れがあることを認識してもらい、ハラスメントのない職場作りに何が必要なのかを勉強しました。地域の模範となる企業になるため、一人一人が能力を発揮でき働きやすい職場作りを目指しています。



●実施日時: 令和5年6月29日

ハラスメント防止研修

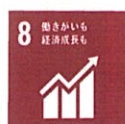
2023年6月29日

三井住友海上経営サポートセンター

高永 剛生

(中小企業診断士・社会保険労務士・CFP認定者)

安全運転講習



半年に1回外部講師を招き、安全運転講習を行っています。事故ゼロを第1とし、安全運転することで仕事の効率化・安定化を図ることで、地域の衛生環境に貢献することを目指しています。実際に回収する地区や回収物の種類、全てのコースを社有車に講師も乗車し、運転手の特性判定、助手の安全確認誘導の仕方、普段から危険と思われる箇所、講師が危険と感じた箇所、過去の事故があった場所の共有も行います。



地域ボランティア



一般廃棄物収集業および清掃作業を通じて人々の安心安全で快適な暮らしを守り、地域の環境保全を社員全員で行なっています。また「からいもフェスティバル」や「地藏祭」など、地元で開催されるイベントへのボランティア参加も積極的に行なっています。



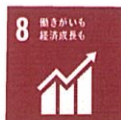
アドレット®



「クリーンな生活環境を守る」をスローガンに掲げる弊社では、大津町役場のトイレに〈アドレット®〉を設置しています。〈アドレット®〉とは、「消臭・抗菌・抗ウィルス」の機能を持った、シックイを応用した特殊な紙。「大津町を快適に」日野環境は生活環境の保全に取り組み、地域に貢献していきます。



社員専用健康ジム



従業員の健康増進を目的として、社内にジムを導入いたしました。従業員のストレスケアや健康をサポートすることで休職率を下げることにつながり、結果的に健康的な社員が増え、仕事の生産性やパフォーマンスが向上します。



災害用コンテナ・ゴミ置場



大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不足の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための一環として、コンテナ内に災害対策備品を保管しています。また災害発生時、ゴミ処分場が受け入れできない場合を想定して、廃棄物ストックヤードも準備しています。



障がい者支援



当社では、障害のある方でも活躍できる職場環境作りを積極的に行っております。段差軽減などバリアフリーを取り入れ、障害者や高齢者など様々な人が不便を感じることなく業務に当たってもらえるように努めております。自分らしく働くことであらゆる角度からの経験や価値観を培っていただくことで事業の向上も期待できます。



土地改良に貢献



当社で受け入れた刈草や樹林を破砕機にかけ、破砕した無添加の状態です。自然発酵させ堆肥化しています。食品関連事業者とも連携し、土地改良も行なっています。



ガラスフィルム



ガラスフィルムを貼ることで、冬は室内の熱を窓から逃がさず夏は窓から入る日射熱を低減。年間を通じて冷暖房のコスト節約、節電・省エネ対策になり、結果CO₂削減にもつながります。地震や台風、予期せぬ事故が発生した時に、ガラス片の飛び散りを軽減して安全性を高めます。



SDGs講習



会社で進めているSDGsを社員一人ひとりにも自覚してもらうため講習会を開催。知識を深め、仕事に対する姿勢や地球環境など考えてもらうきっかけになりました。



SDGs登録事業者登録証

その他

- ◎パッカー車オートマ体験
- ◎消火器安全点検
- ◎クレーム報告ミーティング
- ◎事故撲滅施策講習
- ◎事故防止安全教育
- ◎車両誘導訓練
- ◎塵芥車安全作業実習講習
- ◎ゴミ勉強会

など



ゴミ勉強会



パッカー車オートマ体験

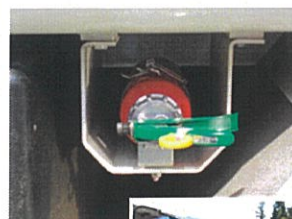
想定した緊急事態

1. 収集運搬中に積み荷からの発火
2. 収集運搬中に積み荷の飛散
3. 車両からの油もれ
4. 交通災害
5. 災害時及び感染症などによるパンデミックによる事業活動停止

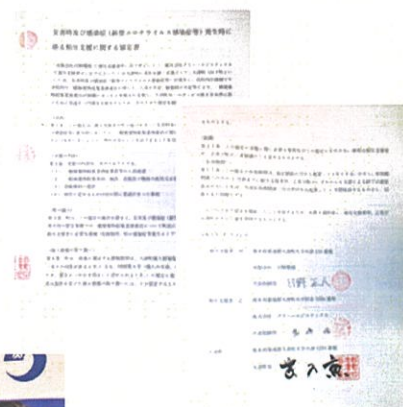


対応策

1. 収集物を目視にて確認・消火器を車両に積載しておく
2. 収集後は、収集物が確実に積み込まれたか確認する
3. 油漏れには車両にウエスを常備して対応する
4. 外部による交通災害防止訓練
5. 令和2年8月に相互支援の協定書を締結。



「災害時及び感染症発生時に係る相互支援に関する協定書」
 大津町・町内同業者・日野環境で三者協定を締結し、協力・共有の体制を維持し、地域の非常事態に対して貢献できるように努めます。





中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づく計画が熊本県より承認（令和1年8月）されましたので、SDGsの取組につきまして、一部抜粋で紹介いたします。

1. 経営革新計画の目標

- テーマ「Society5.0を通じたSDGsの達成を」
柱としたIT導入による生産性向上を図る。

：参照（表紙に国が示す未来社会のイメージ図を掲載）

本計画では、SDGsの目標達成を見据え、地域社会の持続可能性にコミットしつつ、加速度を増しながら訪れるSociety5.0に適応するためにITを導入します。

資料：内閣府「Society 5.0」より



2. 計画の概要

(1) 現状課題

熊本県大津町にて、昭和29年に個人事業者として創業。昭和53年に、(有)大津衛生社として法人化。平成4年に現社名(有)日野環境に変更しました。平成28年の熊本地震により、民家や工場等の解体や撤退により当社のメイン事業である、し尿収集・浄化槽清掃・管理の顧客が減少しています。また当社の事業は、慢性的な人材不足や公共の依存度が高いことから、公共事業削減の影響を強く受けやすい業界でもあります。

現在は、し尿収集・浄化槽管理の他、一般廃棄物から産業廃棄物の収集運搬、リサイクル事業、施設のメンテナンス等、幅広く業務を行っています。



一般廃棄物および産業廃棄物収集運搬



上下水道施設維持管理

(2) 今後の計画とSDGsについて

熊本地震の影響と業界の特性から生じる課題に対応するため、当社ではリサイクル事業の付加価値を高めるべく経営革新の推進に努めています。今後の計画の内容は、次のとおりです。

- ①各車両に本部と連携した端末を車載し収集順路を表示し、現在搭載しているドライブレコーダーと本社をつないでいます。また、今まで現金により集金、お支払い頂いていた売り上げをキャッシュレスに対応することにより、顧客へのサービス向上、データ化を図り、人手不足の解消、働き方改革に対応した生産性向上を目指します。
- ②剪定枝木、刈草を利用した地域循環型バイオマス事業。「バイオマス」リサイクル製品の付加価値を向上させることによる製品のブランド化、及び地域の活性化・町おこしを図る計画です。

- ・ 焼却量の削減
- ・ 焼却場の延命化
- ・ 市町村における経費の節減
- ・ CO² 排出量の削減
- ・ 高齢者や障がい者の雇用拡大



- ③女性、高齢者や、障がい者の方々が就労できる場所を提供し、障がい者の自立支援を促す。当社にとっても、安定的な人材の雇用が可能になることにより、生産性向上を図り、安定的に利益を確保できる体制を整えることができる計画です。

【その他、地域連携の取組】

当社の社員数は27名であり、10代から60代までと幅広い年代構成になっています。また、廃棄物処理、浄化槽管理、建物管理等、様々な資格を保有していることで、多様な衛生管理業務に対応しています。



また、当社保有の全てのパッカー車に3点カメラを取り付けました(令和1年6月)。これにより、収集漏れの防止など業務品質の向上を行うことができる他、記録映像の提供により、事件・事故の早期解決や被害の拡大防止に寄与するため、大津警察署や大津町役場と協定を結んでおります。

さらに、他にも地元の小学校や中学校でのボランティア活動も積極的に行っており、「地域企業」として、さらに皆さまに愛される企業を目指しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【SDGs(持続可能な開発目標)の達成】

上記17の目標のうち、当社では特に「6.安全な水とトイレを世界中に」「7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に取り組んでいます。その具体的な取り組みの1つが、平成27年に経営革新計画の承認をいただいた、「地域循環型バイオマス事業」への取り組みです。

また、6番と7番を推進することにより、「11.住み続けられるまちづくりを」の目標も達成し、将来的には、「14.海の豊かさを守ろう」「15.緑の豊かさを守ろう」にもつながっていくと考えます。しかし、この取り組みの土台となるものは、会社としての成長であり、それには「生産性向上」が欠かせません。よって、今後計画的に、ITを活用した生産性向上に取り組んでいきます。



ペットボトルの仕分け



ボトルキャップ



切手集め



記録その1: 評価及び見直しに必要な情報(環境管理責任者) 記録日: 2024年10月10日

	環境経営目標	環境経営目標の達成状況	環境経営計画の実施状況	コメント
環境経営目標の達成状況・ 環境経営計画の実施状況	二酸化炭素排出量の削減	○	○	継続する
	廃棄物排出量の削減	○	○	継続する
	水使用量の削減	△	○	継続する
	事業活動における 環境配慮の推進	—	—	交通事故等対策を強化 感染対策・異常気象対策
環境関連法規の遵守状況の チェック結果	該当する環境関連法規に違反・訴訟等はなかった。			
外部からの苦情等の 受付結果	外部からの苦情については適切に対処したことを確認した。重大なクレーム等はなかった。			
前回の代表者の指示事項と その取組結果	①CO ₂ 排出量⇒環境経営の目標を見返し含めて検討したが、2024年度を基準年度として設定する時に再検討する。 ②教育訓練の実施⇒交通安全教育を再なる実施。EA21実施の周知徹底。SDGsの取組とのEA21の取組の整合性の確認。			
その他 (前回の審査での指摘事項の 改善結果、その他改善への提 案)	その他 2024.1.16 中間審査の改善要求項目 ①環境関連法規などの取りまとめ⇒9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無を全体的修正。 ②環境経営レポート作成⇒実施体制部門名と実態の部門名とを整合し修正した。 ③代表者による全体の評価と見直し・指示⇒一部内容の整合が取れるように修正した。			

記録その2: 評価及び変更の必要性と指示(代表者) 記録日: 2024年10月10日

環境経営システムが有効に 機能しているか	機能していた。
環境への取組は適切に 実施されているか	社内に環境経営目標の看板を掲示、文書配布による啓発、毎朝時の朝礼訓示にて実施。(EA21を経営の柱にする。)
環境経営方針 変更の必要性(有・○無)	[変更の必要性がある場合は有に○を付けて、その指示事項を記載する。] 変更ありません
環境経営目標・環境経営計画 変更の必要性(○有・無)	[変更の必要性がある場合は有に○を付けて、その指示事項を記載する。] CO ₂ 排出量の削減が目標を達成できた。なお事故のないように取り扱い下さい。 OFCごみ収集車システムの構築を検討したが、全国的課題であるため、情報収集に努める。
その他の環境経営システムの 要素 変更の必要性(○有・無) ●取組の対象組織・活動の 明確化 ○環境負荷の把握・評価 ●環境関連法規等の取り まとめ ●実施体制の構築 ○教育訓練の実施 ●環境コミュニケーションの 実施 ●実施及び運用 ●緊急事態への準備及び 対応 ●環境文章及び記録の作成・ 管理 ●取組状況の確認及び評価	[変更の必要性がある場合は有に○付けて、その指示事項を記載する。] CO ₂ 排出量の把握: 廃棄物収集量等は全体的に増加傾向にあり今後も増える見込みです。 指示: 従業員がCO ₂ 排出量の見える化の実施。 ○教育訓練の実施 交通安全教育: 2023年度は、交通事故等の件数が半減(15件⇒8件)した。 指示: 交通事故に関して、常に職責の重要性を認識し、地球環境への配慮を念頭に置きながら、適正処理の徹底・コンプライアンスの確立に向け社員全員の一層の努力で、取組むこと。 その他 SDGsの取組 「熊本県SDGs登録制度」における第2期事業所登録証を交付されました17の目標のうち5つの分類を選定し、持続可能な環境経営活動に積極的に取り組んできます。そのために従業員の学習を実施するように。